

## 高松商工会議所ホームページバナー広告サービス実施要領

### (趣旨)

第1条 この実施要領は、高松商工会議所（以下「当所」という。）のホームページバナー広告サービスに関する基本的事項を定めることにより、バナー広告サービスの適正な運営を図ることを目的とする。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 当所のバナー広告に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報で、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

### (広告サービス利用者)

第3条 広告サービス利用者（以下「利用者」という。）は当所会員に限る。

### (広告掲載の承認)

第4条 広告掲載については、所定の広告サービス利用申込書に必要事項を記入し、掲載原稿をあらかじめ当所に提出、承認を受けなければならない。

### (申込方法)

第5条 広告サービスの利用の申込にあたっては、所定の広告サービス利用申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて当所事業推進部企画推進課へ掲載希望月の前月の15日までに、郵送または直接持参する。

#### (1) 申込書

#### (2) リンク先のトップページの写し

#### (3) バナー広告サンプル

(4) 前各号の定める書類の提出は初回のみとし、当実施要領に改訂があった場合のみ再提出するものとする。

2 当所が広告掲載を承認した場合は、掲載決定通知書を送付することとし、申込者は広告を作成し、掲載前月の25日までに広告を当所に送付する。

3 広告掲載手数料の申込納入期限は、掲載月の前月末日とする。

4 既納の広告掲載手数料は返戻しない。

### (規制業種及び規制事業者)

第6条 次の各号に該当する業種及び規制事業者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」並びにこれらに類似する業種や事業者

- (2) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）に抵触する事業者や法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (3) 上記の規制対象以外で、社会問題となっている業種や事業者
- (4) 消費者金融取引や商品先物取引またはこれらに類するもの
- (5) 債権取立て、示談引受けなどを謳ったもの
- (6) たばこに係るもの
- (7) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く。）
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) その他、適当でないと当所が判断するもの

（掲載基準）

第7条 次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (4) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (5) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くおそれがあるもの
- (6) 虚偽の内容を表示するもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (10) 社会問題等に関するもの
- (11) 人材の募集等に関するもの
- (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (14) 責任の所在が明確でないもの
- (15) 広告の内容が明確でないもの
- (16) その他当所の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

（利用者の責務）

第8条 利用者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は被害の申立て若しくは損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければ

ばならない。

(掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は、3ヵ月・6ヵ月・12ヵ月とし、掲載期間満了日までに申出のない場合、同期間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 広告掲載日は各月1日とする。1日が当所の休業日にあたる場合は翌業務日とする。

(手数料)

第10条 広告掲載手数料は次のとおりとする。

期 間	金 額 (税抜)
3ヵ月	8,000円
6ヵ月	15,000円
12ヵ月	25,000円

(規格)

第11条 規格は次のとおりとする。

サイズ	横170ピクセル×縦50ピクセル
形式	jpeg/gif/png

(掲載位置)

第12条 広告掲載の位置は当所が指定するものとする。

(広告表現ガイドライン)

第13条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
  - (2) アラートマーク (  )
  - (3) ラジオボタン (  )
  - (4) チェックボタン (  )
  - (5) テキストボックス (入力できるように見えるもの)
  - (6) プルダウンメニュー (下に選択肢があるように見えるもの)
- 2 GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は禁止する。
- 3 次の表現については、ユーザーが当所ホームページのコンテンツの一部であるかのよ  
うに混同するおそれがあるため禁止する。
- (1) 当所ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
  - (2) 「金融相談」など当所を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが当所の事業であると誤認しやすいもの。

- 4 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- 5 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（広告掲載の中止）

第14条 広告内容等が第5条及び第6条の規定に抵触することが判明した場合は、広告の表示を中止するものとし、広告の表示の中止に伴い生じる経費は利用者の負担とする。ただし、利用者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

附 則

この実施要領は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。